

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 電波法に規定する用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法（第 2 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間について述べたものである。電波法（第 13 条）、電波法施行規則（第 7 条）及び無線局免許手続規則（第 18 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）の免許の有効期間は、 B とする。
- ③ 固定局の免許の有効期間は、 A とする。
- ④ 再免許の申請は、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前 1 箇月以上 3 箇月を超えない期間、固定局にあつては免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が 1 年以内である無線局については、その有効期間満了前 1 箇月までに行うことができる。
- ⑤ 免許の有効期間満了前 1 箇月以内に免許を与えられた無線局については、④の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5 年	当該周波数の使用が可能な期間	3 箇月以上 6 箇月
2	5 年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	1 箇月以上 1 年
3	2 年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	3 箇月以上 6 箇月
4	2 年	当該周波数の使用が可能な期間	1 箇月以上 1 年

[3] 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第 22 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 空中線の利得及び能率
- 3 主輻射方向及び副輻射方向
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの

[4] 次の記述は、周波数に関する定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の **A** をいう。
- ② 「特性周波数」とは、与えられた発射において **B** をいう。
- ③ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の **C** 及び同一の符号をもつものとする。

	A	B	C
1	下限の周波数	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	相対値
2	下限の周波数	必要周波数帯に隣接する周波数	絶対値
3	中央の周波数	必要周波数帯に隣接する周波数	相対値
4	中央の周波数	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	絶対値

[5] 高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設の条件に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合は、この限りでない。
- 4 その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。

[6] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
 - (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **A** を経過しない者であること。
 - (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により **B** され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
 - (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が **C** に満たない者であること。

	A	B	C
1	2年	業務に従事することを停止	3箇月
2	2年	無線設備の操作の範囲を制限	6箇月
3	1年	無線設備の操作の範囲を制限	3箇月
4	1年	業務に従事することを停止	6箇月

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第52条及び第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

② 無線局を運用する場合においては、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 通信事項	識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信
3 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信
4 通信事項	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[8] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務の通信を行う無線局を除く。）がその免許状に記載された目的等にかかわらず運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者のために行う通信
- 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信等について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。

② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。

③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、 C の協力を求めることができる。

A	B	C
1 交通通信	電気通信事業者	無線従事者
2 電力の供給	電気通信事業者	免許人又は登録人
3 電力の供給	無線局	無線従事者
4 交通通信	無線局	免許人又は登録人

[10] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の臨時検査（電波法第73条第5項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次の(1)から(4)までに掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

- (1) 総務大臣が電波法第71条の5の規定により無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の A その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- (2) 総務大臣が電波法第72条第1項の規定により無線局の発射する B が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命じたとき。
- (3) 総務大臣が(2)の命令を受けた無線局からその発射する B が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- (4) 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	運用の停止	電波の強度	臨時に
2	修理	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて
3	修理	電波の質	臨時に
4	運用の停止	電波の質	3箇月以内の期間を定めて

[11] 無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 2 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

[12] 無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 2 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、速やかに旧免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。